税目			課税標準額等	税率
市町村税	目的税	都市計画税	市街化区域農地（三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。）については、当該市街化区域農地の価格の３分の２の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分（0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満）に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率（1.025、1.05、1.075、1.1）を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地（以下「特定市街化区域農地」という。）については、当該特定市街化区域農地の価格の３分の２の額（一定のものについては一定の調整率を乗じて得た額）又は、住宅用地と同様の措置により算定した額とする。 ２　家屋 固定資産税の課税標準となるべき価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの）	
		水利地益税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		共同施設税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		宅地開発税	宅地の面積	条例で定める。

２　地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は２兆1,749億円であり、前年度に比し、2,578億円（13.4％）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第５表のとおりである。

第５表　地方譲与税収入見込額

（単位　億円）

区分	平成22年度当初見込額	平成23年度			比較	
		現行法による収入見込額	税制改正による増減収見込額	改正法による収入見込額	平成22年度当初見込額に対する増減収額	(D)/(A)×100
	(A)	(B)	(C)	(D)=(B)+(C)	(D)-(A)	(％)
1　地方揮発油譲与税	2,777	2,778	—	2,778	1	100.0
2　石油ガス譲与税	123	119	—	119	△ 4	96.7
3　自動車重量譲与税	3,090	2,968	—	2,968	△ 122	96.1
4　航空機燃料譲与税	143	131	—	131	△ 12	91.6
5　特別とん譲与税	102	112	—	112	10	109.8
6　地方法人特別譲与税	12,936	15,526	115	15,641	2,705	120.9
合計	19,171	21,634	115	21,749	2,578	113.4

（注）地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

３　地方特例交付金

地方特例交付金の総額は3,877億円であり、前年度に比し、45億円（1.2％）増加している。

(1)　児童手当及び子ども手当特例交付金

児童手当及び子ども手当特例交付金は2,038億円であり、子ども手当の上積み等に伴う増額のほか、平成22年度の税制改正に伴う地方の増収を踏まえた、平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充により生じた費用に対応するための額の減額に伴い、前年度に比し、299億円（12.8％）減少している。

(2)　減収補填特例交付金

減収補填特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な額（平成23年度1,339億円）及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補填するために必要な額（平成23年度500億円）を合算した額1,839億円を計上している。